

旭川医科大学病原体等安全管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学病原体等安全管理委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病原体等安全管理委員会規程（平成27年旭医大達第12号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(任期) 第4条 前条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員 <u>及び追加の委員</u>の任期は、前任者 <u>又は現任者</u>の残任期間とする。</p> <p>2 前項の委員は、再任されることができる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和6年7月1日から施行し、令和6年6月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 病原体等安全管理委員会に係る事務手続きを円滑に行うため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(任期) 第4条 前条第1項第1号から第3号まで及び第6号から第8号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 前項の委員は、再任されることができる。</p> <p>(略)</p>